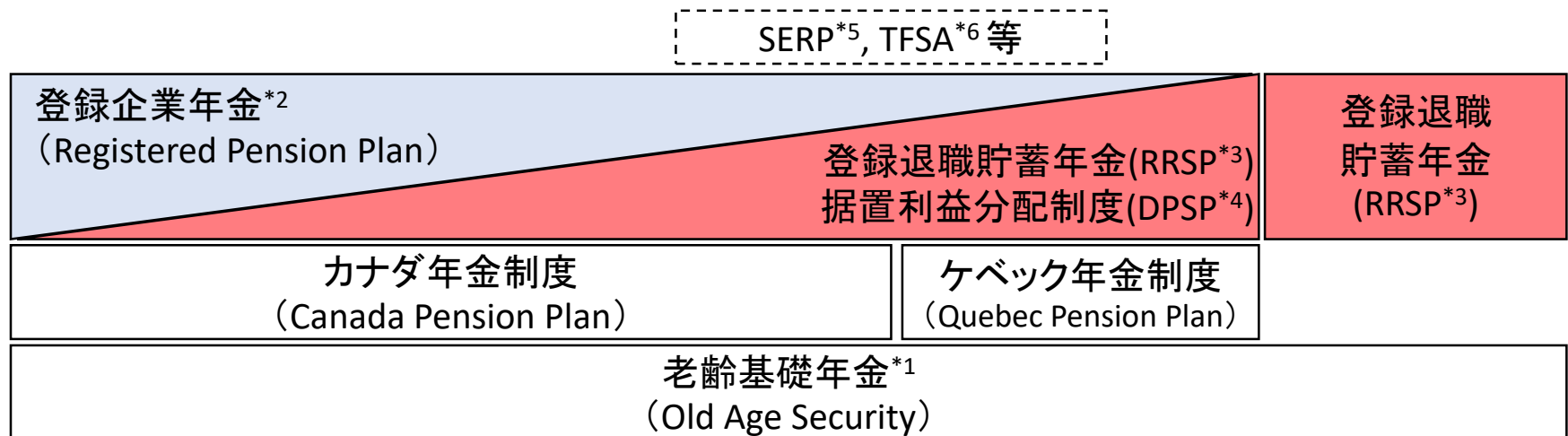


# カナダの企業年金・個人年金

藤澤陽介

# カナダの年金制度の体系

- カナダの人口は約3,600万人。内、15-64歳人口は約2,300万人。(2016年の国勢調査)
- カナダの年金制度は3階建て制度。
- 老齡基礎年金は連邦政府が運営する税方式で定額の年金制度。
- カナダ・ケベック年金制度は社会保険料方式で所得比例の年金制度。
- 第3の柱は、登録企業年金(日本のDBや企業型DCに相当)や登録退職貯蓄年金(日本の個人型DCに相当)等の私的年金。



← 自営業者、民間サラリーマン、公務員等 →

\*1 低所得の高齢者のための補足所得保障 (GIS) 等もある。受給者の所得が一定金額を超えると減額、停止されるクローバックが存在。

\*2 確定給付年金、確定拠出年金、ハイブリッド型制度などが含まれる。DB加入者数は**約430万人**、DC加入者は**約120万人** (2019年、カナダ統計局)。非正規雇用者も登録企業年金に加入。EET型の税制。

\*3 Registered Retirement Savings Plan の略。RRSPの加入者は**約600万人** (2018年、カナダ統計局)。EET型の税制。

\*4 Derived Profit Sharing Plan の略。事業主拠出は企業の利益に基づく。従業員拠出は認められていない。EET型の税制。

\*5 Supplemental Executive Retirement Plan の略。高所得者向けの非適格年金で必ずしも事前積立を必要としない。

\*6 Tax-Free Savings Accounts の略。2009年に導入された非課税貯蓄口座。TEE型の税制。

# 共通の拠出限度額が導入されるまでの沿革

- 企業年金に関する州法(下表の太字)に先んじて1957年にRRSPが導入。
- 1987年から2階部分の保険料率を段階的に引き上げ、1989年にクローバックを導入。
- 1990年に所得税法を改正し、共通の拠出限度額を導入。

年	内容
1800年代後半	非公式な企業年金が存在
1887年	カナダで最初の年金法令であるPension Fund Societies Actが成立
1919年	Income War Tax Actを改正し、企業年金への従業員拠出が課税所得から控除可能に
1952年	老齢所得保障法 (Old Age Security Act) が成立 州政府が行っていた公的 <b>老齢年金</b> 制度を引き継ぐ形で <b>老齢基礎年金</b> が導入される
1957年	主に自営業者向けの制度として、 <b>RRSPの導入</b>
1965年	オンタリオ州で <b>Pension Benefits Act</b> が成立 (カナダで最初の企業年金に関する州法)
1966年	ケベック州で <b>Supplemental Pension Plans Act</b> が成立
1966年	<b>カナダ年金制度とケベック年金制度が誕生</b>
1967年	アルバータ州で <b>Employment Pension Plans Act</b> が成立
1977年	ノバスコシア州で <b>Pension Benefits Act</b> が成立
1969年	サスカチュワン州で <b>Pension Benefits Act</b> が成立
1976年	マニトバ州で <b>Pension Benefits Act</b> が成立
1985年	ニューファンドランド・ラブラドール州で <b>Pension Benefits Act</b> が成立
1987年	<b>カナダ年金制度とケベック年金制度の保険料率を3.6%から段階的に引き上げ</b>
1989年	<b>老齢基礎年金にクローバックが導入され、高所得者の年金額が減額、停止に</b>
1990年	<b>所得税法を改正し、共通の拠出限度額を導入 (DCとRRSPの拠出限度額を引き上げ)</b>
1991年	ニューブランズウィック州で <b>Pension Benefits Act</b> が成立
1993年	ブリティッシュ・コロンビア州で <b>Pension Benefits Standards Act</b> が成立

# 共通の拠出限度額導入の背景

- 2階部分の公的年金の導入が企業年金の普及に悪影響を与えたと言われる。
- その間、RRSPは着実に増加。
- 1970年代後半から、「高齢単身女性の貧困」と「公的年金の財政問題」が論点に。

## <企業年金の動向>

「新しい公的年金は、既存の企業年金に幅広い影響を与えた」（カナダ統計局）

- 1960年の企業年金の数は8,920
- 1965年まで50%を超える増加率
- 1970年までの増加率は18%
- その後増加傾向から反転し、1974年には2%の減少

## <個人年金の動向>

- 1960年代は投資信託会社がRRSPを提供。当時は投資信託があまり浸透していなかった
- 1965年のRRSPの新規登録件数は29,190
- 1974年のRRSPの新規登録件数は419,416と9年間で14倍に
- 1975年に商業銀行が投資口座に参入

## <新たな社会的課題(1970年代後半)\*1>

- 65歳以上の単身女性の貧困問題
- その原因は、①女性の方が長生き、②DB非加入者のDCが不十分、③ベスティングの問題（当時の条件は45歳以上かつ勤続10年以上が通常）等
- 公的年金の財政問題

- 公的年金、企業年金、個人年金の改正に関する議論
- 一連の議論の中で、共通の拠出限度額の提案（1980年代半ば）

\*1 カナダ進歩保守党の元議員Paul McCrossanへのヒアリングに基づく。Paulは当時の年金改革をリードしたアクチュアリー。

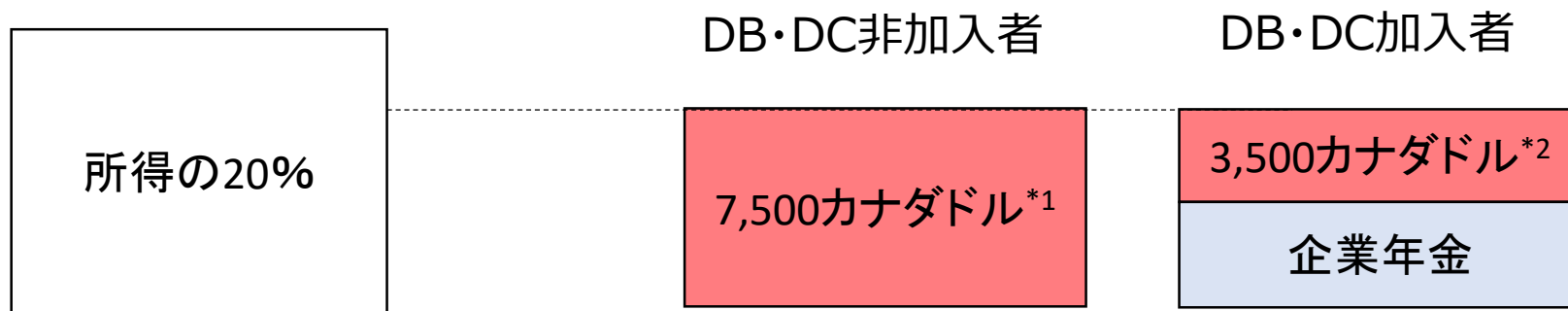
# 共通の拠出限度額導入の背景

○1990年前のRRSPの拠出限度額は、①所得の20%、②上限金額の何れか低い額。  
○この上限金額は、企業年金の水準に関わらず一律に設定していたが、公平性の観点から課題とされていた。

1) DB・DCの非加入者: 7,500カナダドル<sup>\*1</sup>

2) DB・DCの加入者: 3,500カナダドル<sup>\*2</sup>

○DBにも年間の年金限度額があったが、60,025カナダドル<sup>\*3</sup>と高い水準であった。



1985年の連邦予算で共通の拠出限度額を提案

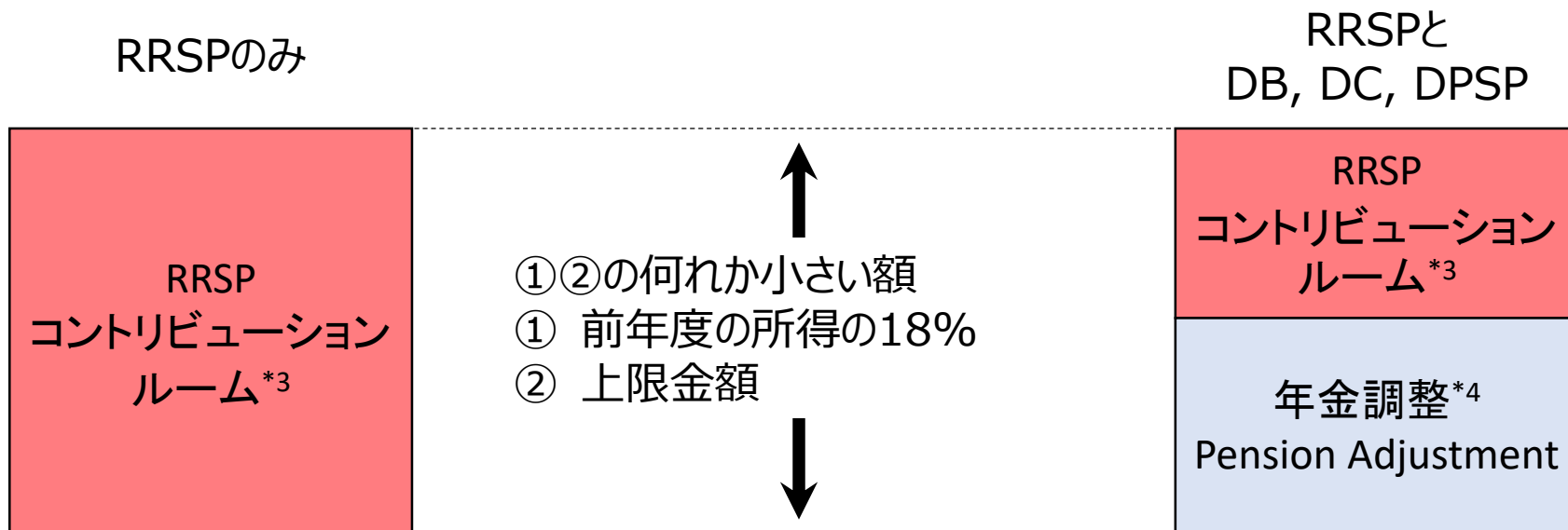
\*1 1カナダドル=80円の場合、600,000円。

\*2 本人拠出がない制度の場合の上限金額。1カナダドル=80円の場合、280,000円。

\*3 **DB給付限度額は1,715カナダドル**、かつ35年が限度で、 $1,715 \times 35 = 60,025$ カナダドルが上限となる。60,025カナダドルは、1カナダドル=80円の場合、4,802,000円。

# 共通の拠出限度額の概要

- 1990年以降のRRSPの拠出限度額は、①所得の18%、②上限金額<sup>\*1</sup>の何れか低い額。
- 当時の財務省の懸念点とその対応
  - 1) 不公平な税制: DB加入者 vs. DC加入者 vs. DB・DCの非加入者(自営業者含む)
  - 2) 拠出時期の柔軟性 ⇒ 利用しなかった拠出枠を繰り越すキャリアフォワードを導入
  - 3) 法的拘束力<sup>\*2</sup> ⇒ 所得税法に規定



\*1 2020年は27,230カナダドル。1カナダドル=80円の場合、2,178,400円。

\*2 カナダ歳入庁が発出するInformation Circularに記載。1990年前の最後のバージョンはInformation Circular 72-13R8。

\*3 RRSPのコントリビューションルームはカナダ歳入庁のマイアカウント(ウェブサイト)やマイCRA(アプリ)で把握可能。

\*4 年金調整は事業主もしくは運営管理機関が計算し、2月末までにカナダ歳入庁に提出。

# 年金調整の仕組み

- 年金調整とは、一年間に積み上がる登録企業年金等の”みなし価値”。
- DCの場合、1年間の実際の出額\*1が年金調整となる。
- DBの場合の年金調整 = (9 × 1年間で獲得する給付) - 600カナダドル\*2。

ここで、給付金額から出額金額の換算に用いられる係数「9」は、1984年2月に政府が最初に提案したもので、1ドルの“代表的な個人の目標年金”を購入するには、9ドルの掛金で十分であることが数理的に示されている。

＜一年当たり所得×1%の終身年金が貰える給与比例のDB制度の場合＞  
所得が70,000カナダドルの従業員の年金調整  
= (9 × 70,000 × 1%) - 600 = 5,700カナダドル\*3

7,000ドルの“代表的な個人の目標年金”を購入するには、9 × 7,000ドルの掛金が必要とみなして、DB年金の単年度増加分を掛金建て制度の掛金に換算

- \*1 事業主拠出と従業員拠出の両方が含まれる。
- \*2 年金調整オフセットと呼ばれる。
- \*3 1カナダドル = 80円の場合、456,000円。

# DC拠出限度額は段階的に引き上げ

- DB給付限度額とは、1年間に積み上がる最大の年金額
- 1990年前のDB給付限度額1,715カナダドルは、1990年から1,722.22カナダドルに。
- 一方、DCの拠出限度額は1990年以降、段階的に引き上げられた。
- 2003年以降、DC拠出限度額 = 9 × DB給付限度額。

年	DC拠出限度額*1	DB給付限度額	RRSP拠出限度額
2021			\$27,830
2020	\$27,830	\$3,092.22	\$27,230
2019	\$27,230	\$3,025.56	\$26,500
...	...	...	...
2009	\$22,000	\$2,444.44	\$21,000
...	...	...	...
2003	\$15,500	\$1,722.22	\$14,500
...	...	...	...
1993	\$13,500	\$1,722.22	\$12,500
1992	\$12,500	\$1,722.22	\$12,500
1991	\$12,500	\$1,722.22	\$11,500
1990	\$11,500	\$1,722.22	

DC拠出限度額  
= 9 × DB給付限度額

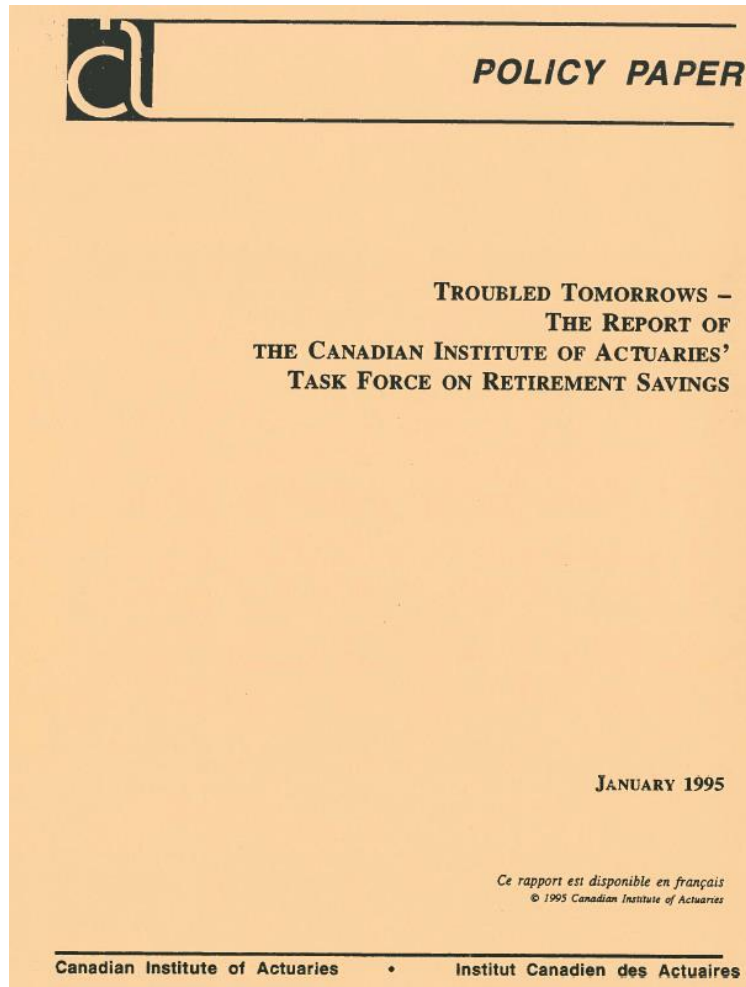
DB給付限度額は凍結

\*1 2009年以降のDC拠出限度額は賃金スライド



# 公平性を考える視点

○公平な引退貯蓄システムを構築するためには、以下の各グループの人は引退貯蓄のために同じ機会を持つべき。(カナダ・アクチュアリー会)



1. 複数の私的年金制度の加入者とRRSPのみの加入者
2. 被雇用者と自営業者
3. DB加入者とDC加入者
4. 従業員拠出のある年金制度の加入者と従業員拠出のない年金制度の加入者
5. 付随的な給付\*1が充実している加入者と付随的な給付が充実していない加入者
6. 一つの事業主の下で終身雇用した従業員と頻繁に転職を行った従業員
7. 民間セクターの従業員と公的セクターの従業員
8. 現在と将来の世代

\*1 死亡給付、早期退職した場合のつなぎ年金等の主たる給付である終身年金に付随する給付のこと

# 共通の拠出限度額がカバレッジに与えた影響

## V 将来像の検討～公平で、分かりやすい制度に向けて～（議論の整理）

こうした提案については、解決すべき課題として、「DB掛金の換算方法（DB掛金については、実際の拠出額ではなく、一定の前提を置いて数理的に計算することが必要となる）、マイナンバー、引き出し要件など」があることが既に指摘されている。なお、当部会の議論では、「カナダの事例で各種私的年金に共通の非課税拠出限度額を設けたことは制度の普及に悪影響を及ぼしていないという研究がある」といった指摘もあった。諸外国の事例は、さらに研究を重ねていくことが必要である。

図表3：1990年代のRPPの制度数と加入者数

		1992年	1995年	1999年
制度数	DC	9,901(54.9%)	8,609(54.3%)	8,008(53.6%)
	DB	7,870(43.7%)	6,990(44.1%)	6,663(44.6%)
	その他	257(1.4%)	246(1.6%)	271(1.8%)
	合計	18,028(100%)	15,845(100%)	14,942(100%)
加入者数	DC	469,144(8.8%)	518,669(10.0%)	666,995(13.1%)
	DB	4,775,543(89.8%)	4,582,154(88.6%)	4,346,808(85.4%)
	その他	73,403(1.3%)	68,821(1.3%)	77,617(1.5%)
	合計	5,318,090(100%)	5,169,644(100%)	5,091,420(100%)

カナダでは、米国のような極端なDC移行は起こっていない\*1

DB制度とDC制度で税制上の条件を公平にしていることが、カナダにおいて、米国ほどDC移行が進んでいない要因の一つ（Robert L. Brown \*2）

\*1 図表とコメントは「年金と経済」の「カナダの私的年金の非課税拠出限度額と公平性のあり方」（藤澤陽介）からの引用。

\*2 ウォータールー大学の元教授。米国アクチュアリー会、カナダアクチュアリー会、国際アクチュアリー会の元会長。

# 今後の議論のための論点

## ①制度間の公平性

DB加入者とDC加入者の公平性は、日本版の年金調整の仕組み（すなわち、仮想掛金）を導入すると改善するが、その他のグループの公平性をどのように考えるべきか。

## ②拠出の柔軟性（キャリアフォワード）

カナダでは貧困問題に対処するために自助努力を促進する方向の政策がとられてきた。日本の企業型・個人型DCにおいて、資金余力があるときに柔軟に拠出できる仕組みを導入すべきか否か。

## ③拠出/給付限度額と公的年金の関係

カナダの老齢基礎年金は所得再分配の機能が強い。私的年金の拠出限度額の水準は高く、DBにも給付限度額があるが、その水準も高い。DC拠出限度額の議論とDB給付限度額の議論は、日本の公的年金の状況を踏まえつつ、あわせて議論すべきではないか。

## ④デジタル化

カナダは社会保障番号があり、カナダ歳入庁のマイアカウントやアプリがあり、税関係の手続きをオンラインで行える環境が整っている中で実務を行っている。日本において、同様の環境構築が可能か。